

仙台市立茂庭台小学校・父母教師会会則

第 1 章 名称・目的・方針

- 第 1 条 本会は茂庭台小学校父母教師会と称し、事務所を同校に置く。
- 第 2 条 本会は児童の健全な成長を助成する事を目的とする。
1. 児童の教育環境を良くする。
 2. 地域社会と協力し、児童の健全な発達を図る。
 3. よい父母よい教師となるため、教養を高めると共に相互の親睦を図る。
- 第 3 条 本会は前条の目的達成のため、次の方針により活動する。
1. 児童を主体に活動する他団体と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよらない。
 3. 学校の人事管理に干渉しない。

第 2 章 会員及び経理

- 第 4 条 本会の会員は次の通りとする。
1. 茂庭台小学校に在籍する児童の保護者（1家庭を1会員とする。）
 2. 茂庭台小学校に勤務する職員
 3. 本会の主旨に賛同するもの
 4. 第3条に該当するものを賛助会員とする。
- 第 5 条 会計
1. 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
 2. 会費は総会で決める。
 3. 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 3 章 役員

- 第 6 条 役員構成
1. 本会に次の役員を置く。
 - 1) 本部役員
 - 2) 学年役員
 - 3) ベルマーク
 - 4) 地区委員長
 2. 本会の運営に必要な活動を行うため、次の本部役員を置く。
 - 1) 会 長 1名 本会を代表し、会を統括する。
 - 2) 副会長 3名 会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
(P－2名, T－1名)
 - 3) 事務長 1名 本会の事務を司る。(T－1名)
 - 4) 会 計 3名 本会の会計にあたる。(P－2名, T－1名)
 - 5) 監 事 2名 年2度の会計及び事業監査にあたる。

3. 本部役員は総会で選任する。必要に応じ、選考委員会を設ける。
4. 本部役員の任期は2年とし、再任を認める。
5. 学年役員は各学年3名選出する。
6. 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
7. その年度の活動内容により役員数（本部・学年）の編成ができる。

第7条 その他

1. 本会に顧問、及び参与を置く事ができる。
2. 顧問・参与は役員会を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問は会の諮問に応じ、参与は運営に協力する。
4. 校長は常任参与で随時意見を述べられる。

第4章 会 議

第8条 本会の目的に沿った活動を行うための会議を次の通りとする。

1. 総会
 - 1) 総会（最高議決機関）は年1回以上開催し、次の事項を審議する。
 - ①本部役員の選出
 - ②予算の審議、及び決算の承認
 - ③会則の改正
 - ④事業計画、及び報告の承認
 - ⑤その他 運営に必要な事項
 - 2) 役員会で認めた時、5分の1以上の会員の求めがあった時、開催できる。
 - 3) 議決は出席者の過半数の同意で決める。
2. 運営委員会
 - 1) 運営委員会（総会に次ぐ議決機関）は活動の中心となって本会の運営にあたる。
 - 2) 第6条 1. の役員（監事は除く）で構成する。
 - 3) 運営委員会は会長が招集する。
 - 4) 次の審議をする。
 - ①総会に提出する議案の審議
 - ②事業計画・活動計画の作成と予算案の作成
 - ③慶弔規定の改正
 - ④PTA ハンドブックの改訂の協議と決定
 - ⑤細則の改訂の協議と決定
3. 本部役員会
 - 1) 本会の運営と活動が円滑かつ適正に行われるよう、運営執行にあたる。
 - 2) 第6条 2. の役員（監事を除く）で構成する。
 - 3) 会の運営、及び小範囲の予算編成ができる。

第5章 個人情報取り扱い

第9条 個人情報の取り扱いについて

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用, 管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第6章 その他

第10条 本会の目的に沿った活動を実施する際には運営委員会などで内容を協議し決定する。

第7章 付則

第11条 本会の運営に必要な事項は細則で定める。

第12条 本会則は昭和60年4月1日より施行する。

昭和62年 4月25日 一部改正

昭和63年 4月23日 一部改正

平成 元年 4月22日 一部改正

平成 2年 4月21日 一部改正

平成 3年 4月20日 一部改正

平成12年12月13日 一部改正

平成17年12月16日 一部改正

平成20年12月 3日 一部改正

平成27年 4月25日 一部改正

平成31年 4月20日 一部改正

令和 3年 2月 3日 一部改正

令和 4年 2月 2日 一部改正

細 則

第 1 章 父母教師会活動

第 1 条 本会の目的達成のため、必要な活動をする。

- 1). 本部役員（監事を除く）と学年役員は父母教師会活動の中心的役割を担う。
 - ①活動に関する広報誌などの発行
 - ②児童の環境を整える研修の企画や研修会への参加
 - ③児童の校内外における安全かつ健全な環境づくり
- 2). 担当する活動については運営委員会にて決定する。
- 3). その他、必要な活動を担う。
- 4). 運営委員会・会計監査に属していない会員は活動サポーターとして父母教師会活動に参加する。

第 2 章 地区委員会

第 2 条 本会に地区委員会を置く。地区内会員相互の親睦，交通安全に関する事項，及び地区子供会の育成を図る。地区委員会は以下の 10 地区で構成される。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 梨 野地区 | 6. 茂庭台 5 丁目地区 |
| 2. 茂庭台 1 丁目地区 | 7. ダイア 南地区 |
| 3. 茂庭台 2 丁目地区 | 8. ダイア 北地区 |
| 4. 茂庭台 3 丁目地区 | 9. 茂庭台 4 丁目地区 |
| 5. 茂庭台わかば地区 | 10. めぶき地区 |

第 3 条 地区委員会は、各地区委員の互選によって委員長 1 名、副委員長 2 名を決め、会長がこれを委嘱する。

第 4 条 地区委員会は、必要に応じて臨時会議を開く事ができる。委員会は委員長が召集し、本部役員も参画する事ができる。

第 3 章 慶 弔 規 定

- 第 5 条 会員，又は在学児童が死亡した時は，弔電，香典（5,000 円）と花輪をおくる。
- 第 6 条 会員が，本会において主催した行事に参加した事に起因する傷病で 2 週間以上通院，又は入院した時，見舞金をおくる。（5,000 円）
- 第 7 条 教職員が転退職した時は，記念品（3,000 円相当）をおくる。
- 第 8 条 会員が次の役職を務め終えた時，次により感謝の意を表す。
- 1) 本部役員 1 年以上，又は運営委員会を連続 2 年以上，もしくは通算して 3 年以上務め，本会の運営に貢献した時，感謝状と記念品をおくる。
 - 2) 会員が上部機関より表彰をうけた時，記念品をおくる。
 - 3) その他，会の発展に功労があったと認められる時，会員に諮って感謝状と記念品をおくる。
- 第 9 条 この規定によりがたい時は，役員において協議し決める。

第 4 章 父 母 教 師 会 役 員 選 出

- 第 10 条 会則 7 条に定める本部役員を選出に関する事項を会則 13 条に基づき定める。
- 第 11 条 本部役員を選出を行うため，役員選考委員会（以下，単に委員会という）を設ける。
- 第 12 条 委員会は当該年度に発足し役員を選考の上，総会に報告し承認を得て任務を完了する。
- 第 13 条 委員会の構成は，各学年より代表 2 名，本部役員より代表 1 名を選出して構成する。
- 第 14 条 委員会には互選により次の役員を置く。
- ①委員長 1 名 ②副委員長 2 名 ③書記 1 名
- 第 15 条 委員長は委員会を代表し，会の運営にあたる。
副委員長は委員長を補佐し，委員長事故ある時はこれを代理する。
書記は委員会の資料を整理作成し，通信連絡事務にあたり書類を保管する。
- 第 16 条 役員選考委員は，本部役員に推薦され承諾した時点で役員選考委員会から脱会する
但し，教員側には適用しない。
- 第 17 条 委員会は，本部役員選考経過については口外してはならない。

付 則

本細則は昭和 61 年 2 月 8 日より施行する。

昭和 62 年	4 月 25 日	一部改正	平成 17 年	3 月 4 日	一部改正
昭和 63 年	4 月 23 日	一部改正	平成 19 年	4 月 20 日	一部改正
平成 元年	4 月 22 日	一部改正	平成 20 年	12 月 3 日	一部改正
平成 7 年	4 月 21 日	一部改正	平成 27 年	4 月 25 日	一部改正
平成 10 年	4 月 24 日	一部改正	平成 29 年	4 月 22 日	一部改正
平成 12 年	12 月 13 日	一部改正	平成 31 年	4 月 20 日	一部改正
			令和 3 年	2 月 3 日	一部改正